

## 所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月14日

福岡法務局行橋支局 登記官 川端玉美

### 記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2909-2024-0007	京都郡苅田町大字二崎字白石400番
2909-2024-0023	京都郡みやこ町犀川喜多良字石畑1484番
2909-2024-0024	京都郡みやこ町犀川喜多良字宅宮1497番